

各種証明書等の再交付について

1 再交付できる証明書等

- (1) 介護保険受給資格証明書
- (2) 介護保険負担割合証
- (3) 介護保険負担限度額認定証
- (4) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)
- (5) 介護保険特定負担限度額認定証
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)
- (6) 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)
- (7) 介護保険利用者負担額減額・免除認定証
(災害等の減免)

2 証明書等の交付

介護保険受給者資格証明書については、即日発行ができます。

その他は、原則として、毎週月曜日に発行し、住民登録地に郵送します。

3 申請に必要なもの

- (1) 介護保険各種証明書等再交付申請書 ※電子申請可
- (2) 【介護保険受給資格証明書を即日発行する場合】
本人確認ができるもの

お問い合わせ先

介護保険課	084-928-1166	神辺保健福祉課	084-962-5005
松永保健福祉課	084-930-0410	新市支所	0847-52-5515
北部保健福祉課	084-976-8803	沼隈支所	084-980-7704
東部保健福祉課	084-940-2572		